

平成 24 年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成24年4月25日 開 議 午前9時30分

大岡議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長 栗田隆義君。

栗田町長

皆さん、おはようございます。

目に青葉、山ほととぎす、初鯉と言われておりますように、1年で一番過ごしやすく、華やいだ季節になりました。

本日は、平成24年第2回のまんのう町臨時会お願い申し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中、御参集をいただきましてありがとうございます。

本日上程させていただいておりますのは、議案3件でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

大岡議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日の日程終了後休憩をとり、議会運営委員会を開催していただき、議会構成に関する協議をお願いし、同意が得られましたら、日程に追加することといたしたいと思います。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長 青野進君。

青野議会

それでは、御報告申し上げます。

事務局長

町長から、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案2件を受理いたしました。

次に、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第 1	大岡議長 大西豊議会 運営委員長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会の御報告を申し上げます。 4月20日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告します。 なお、本日の日程終了後休憩をとり、議会運営委員会を開催し、議会構成に関する協議をお願いし、同意が得られたら日程に追加したいと思います。 それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について御説明申し上げます。 日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名 日程第 3 会期の決定 本日1日間とします。 日程第 4 議案第1号 専決処分の承認について まんのう町税条例の一部改正について 〔即決〕 日程第 5 議案第2号 専決処分の承認について まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 〔即決〕 日程第 6 議案第3号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 〔即決〕 以上の日程で意見の一致を見、午前10時20分、委員会を閉会いたしました。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
日程第 2	大岡議長	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において6番 関洋三君、7番 白川年男君を指名いたします。
日程第 3		日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

	田岡税務課長	を平成26年度には100%とするものでございます。平成24年度のまんのう町におきましては、課税標準額で約2,400万円、税額で33万円の増となります。件数といたしましては1,692件、納税義務者数で1,057名ということになります。 また、図書館、博物館、幼稚園を設置する特例民法法人から移行した一般社団法人、一般財団法人に係る非課税措置の追加に伴う条文として、条例附則第21条の2を新設したものでございます。これは公益法人制度改革によりまして、社団法人は公益社団法人か一般社団法人へ、財団法人は公益財団法人か一般財団法人へ移行することに伴い、一般社団法人と一般財団法人においても、一定の要件のもと非課税とするものでございますので、本町での影響はほとんどないものと考えております。 次に、住民税につきまして説明させていただきます。 この改正は、東日本大震災に係る特例の改正であり、条例附則第22条の2の改正は長期譲渡所得に係る個人の町民税の特例などについて、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行3年から7年へと延長することに伴う改正でございます。 また、条例附則第23条の改正は、東日本大震災の被災者等に係る震災特例法の規定が整備されたことに伴う、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間などの特例規定を改正したものでございます。この震災特例法の改正概要は、東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別控除と再取得などをした住宅に係る住宅借入金等特別控除を重複して適用できるものとしたこととあわせ、再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額について、年末残高の限度額及び控除率に特例措置を講ずることとしたものでございます。 その他の条文等の改正は、条ずれ、項ずれや年度更新などを行ったものであり、内容を変更したものではございませんので、説明を省略させていただきます。
	大岡議長	御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
	田岡議員	2番 田岡秀俊君。 1件質問させていただきます。 ただいまの課長の説明ですけれども、今回のこの税条例の改正、上位法の地方税法の改正ということでの改正ですけれども、この件を専決処分ということですが、その専決処分にする必要性が少し弱いんじゃないかなという感じがいたします。と申し

田岡議員		ますのは、従来でしたら国・県が定めたものをそのまま、適用しなければならないような、法の改定であれば分かるのですが、今回の場合、地方税法の改正によりまして、3月31日で2件の改正があり、それによって、町の条例の方も改正することですけれども、町、地方自治体、町ですね、で裁量の余地がある部分があるということです。従来どおり、4分の3ですか、軽減率を、それを地方自治体の方で3分の2から6分5の間で決めなさいよということ。今、課長の説明でしたら、今まで適用するような案件は1件もないということです。でしたらなおさら、専決処分にする必要性は薄いといふに感じますが、そのあたりをちょっとお聞かせいただけたらと思います。
大岡議長 田岡税務課長		税務課長 田岡一道君。 ただいまの田岡議員さんの質問にお答えをいたします。 専決処分でございますが、これは地方自治法第179条に規定をされております。その中で、今回の地方税法の改正につきましては、平成24年3月31日に公布をされております。それで、施行日が4月1日となっております。その関係で、どうしても専決処分をせざるを得なかったという、事情がございますので、よろしく願いをいたします。
大岡議長 田岡議員		2番 田岡秀俊君。 それは十分承知いたしております。 これからですね、地方主権改革ということで、どんどんこういう地方税法の中におきましても、わが町特例ということで、次々と、地方に権限を持たせる部分がくると思います。そのあたりで、執行部の方で十分お話はされておるようですけれども、やはり議会の方での審議もさせていただけたら、ありがたいなというふうなことを思います。 それから、4月1日からどうしてもいうようなことですが、遡及適用条項というふうなこともありますし、そういうものを入れたら、遡及して適用するというふうなことも可能ですので、そのあたりも、十分検討していただきたいと思います。 以上です。
大岡議長 田岡税務課長		税務課長 田岡一道君。 田岡議員さんの再質問、お答えをさせていただきます。 田岡議員さんおっしゃっておられましたように、わが町特例というような形のものです、一括行うのと同じような取り扱いになりますが、国の方が上位法を下位法の方へできるだけ移管しております。 ただですね、一方では移管すると言いながら、一方ではですね、例えば今回であればこれ総務省令で実際に4分の3を参酌しなさいというような言葉が出ております。これ参酌というのは、他のものを参考にして長所を取り入れ、十分に参照した上で判断し

	田岡税務課 長 田岡議員 本屋敷議員 大岡議長 田岡税務課 長 大岡議長	なさいよというようなことを書いてございまして、これを参酌しなければ、違法であるというような取り扱いもございます。 また、非常にその範囲を規定してはおりますがこれを標準以外のものを使うとなりますと、かなり第三者的な考えのものも取り入れながらというような形で、本町の場合、今回該当がないであろうということで、ちょっとこの国の示した4分の3を使わせていただいております。 また、専決処分につきまして、今、田岡議員さんの方からお話もございましたが、税法関係の改正というものは、恐らく、国の示したものを地方自治体が違った取り扱いをするということはほとんどないものと考えております。ですから、ほとんどの場合にこの専決処分で、もし施行日が4月1日とかなっている場合には、こういう形をとらざるを得ない部分もあろうかとは思いますが、また、今後、十分検討もさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。 5番 本屋敷崇君。 住宅用地の特例措置の方、33万円増という話ありますが、町にとってかかる部分っていうのは、ここが一番大きいんでないのかなと思うんですが、宅地ですから、これからですね、住宅が建てていくことによって住民を増やしていくというような観点から言えばですね、近隣町がですね、これに対して、いや、今回上位法で無くなる部分は、単独で町で持ちますよという話になればですね、そちらに移っていくという可能性もあるわけですね。そういった部分から考えてですね、近隣町の動向っていうのは調べとるのかどうかだけお願いします。 税務課長 田岡一道君。 本屋敷議員さんの質問にお答えをさせていただきます。 近隣町の動向でございますが、実は近隣町につきましては6月定例議会ではほとんど専決を行うのではないかと。臨時議会を開催しているのは、近隣市町では本町だけであろうということで、残念ながら確認はできておりません。また、今後確認もさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
--	--	---

	田岡税務課長 大岡議長	たきます。 この改正につきましても、議案第1号の税条例の改正におきまして説明させていただきました、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の敷地に係る長期譲渡所得の特例を3年から7年へと延長することに伴うものでございまして、条例附則第20項に条文を新設したものでございます。 御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第2号 専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 （「なし」の声あり）
--	---------------------------	---

日程第 6	大岡議長 栗田町長 大岡議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第 6 議案第 3 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただいま上程されました議案第 3 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての、説明をさせていただきます。 次に読み上げます者をまんのう町固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたいので、地方自治法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 まず第 1 番目に、住所は、まんのう町公文 3 1 9 番地 3、氏名 森勝輔、生年月日 昭和 1 9 年 5 月 2 4 日。 次、2 人目でございますが、住所 まんのう町造田 5 0 4 番地、氏名 三好定、生年月日 昭和 2 6 年 6 月 7 日。 3 人目でございます。住所 まんのう町七箇 2 4 1 3 番地、氏名は三宅茂、生年月日 昭和 2 7 年 1 月 1 9 日。 以上 3 名でございます。 よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第 3 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第 3 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております、議案第 3 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに御異議ありませんか。
--------------	-------------------------------------	--

追加日程第7	大岡議長	（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第3号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件は、これに同意することに決しました。 それでは、開会時に申し上げましたが、議会構成に関する協議に入りたいと思います。 議会運営委員の皆さんは、第1委員会室に10時15分に参集ください。 議員の皆さんは、議会運営委員会終了後、全員協議会を開催しますので控え室にてお待ちください。 暫時休憩いたします。 （休憩 9時58分）
	大岡議長	それでは休憩を戻して会議を再開いたします。 （再開 11時50分） お諮りいたします。 本日の会議は24時まで時間延長いたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
	谷森副議長	よって、本日の会議は24時まで延長することに決しました。 休憩中に、私より谷森副議長に議長辞職願を提出しております。 その関係で、谷森副議長と交代いたします。 それでは、私が議事を進行させていただきます。 議会運営委員会報告を日程に追加することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
	大西委員長	議会運営委員会報告を日程に追加することとします。 追加日程第7 議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

追加日程第8	大西豊議会 運営委員長	休憩中に、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしました。議会構成に関する追加日程などについて慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。 休憩中に、議長 大岡克三君から議長の辞職願が提出されています。そのため、議長辞職の件を日程に追加し、その間の議会構成に関する案件は、議長発議により追加日程を行うことで意見の一致を見ました。 なお、議事進行については、お手元に配付されております議事進行予定表のとおりであります。 以上で、議会運営委員会の報告を終わります。
	谷森副議長	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りします。 議会運営委員長の報告のとおり、議長辞職の件を議事日程に追加することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。 追加日程第8 議長辞職の件を議題とします。 本件については除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定によって、大岡克三君の退場を求めます。 （大岡議員 退場）
	青野議会 事務局長	職員に辞職願を朗読させます。 それでは朗読をさせていただきます。 平成24年4月25日、まんのう町議会副議長 谷森哲雄殿、まんのう町議会議長 大岡克三。 辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。 以上です。
	谷森副議長	お諮りします。

追加日程第9	谷森副議長	大岡克三君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、大岡克三君の議長の辞職を許可することに決定しました。 除斥を解きます。 大岡克三君の入場を願います。 （大岡議員 入場）
	大岡議員	ここで、前議長 大岡克三君の御挨拶があります。 先ほど辞職願を提出させていただきました。 2年間、大変皆さん方にお世話になりました。今後とも、一議員として、まんのう町の発展のため、皆さん方とともに頑張っていく所存であります。お世話になりました。ありがとうございました。
	谷森副議長	ただいまの議長が欠けました。 お諮りします。 議長選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思いますし、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定しました。 追加日程第9 議長選挙を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 （議場を閉める） ただいまの出席議員数は16名です。 次に、立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 川西米希子君及び2番 田岡秀俊君を指名します。 それでは、投票用紙を配ります。

谷森副議長	念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には、被選挙人の氏名を記載願います。 なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく、氏名を完全にお書きいただきますよう特に御注意申し上げます。 （投票用紙配布） 投票用紙の配布漏れはありませんか。 （「なし」の声あり） 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。 （投票箱の点検） 異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。
青野議会 事務局長	それでは、１番 川西米希子議員、２番 田岡秀俊議員、３番 合田正夫議員、４番 白川正樹議員、５番 本屋敷崇議員、６番 関洋三議員、７番 白川年男議員、８番 白川皆男議員、９番 大西樹議員、１０番 藤田昌大議員、１１番 三好勝利議員、１２番 大西豊議員、１３番 川原茂行議員、１４番 高木堅議員、１５番 谷森哲雄副議長、１６番 大岡克三議員。
谷森副議長	投票漏れはありませんか。 （「なし」の声あり） 投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 １番 川西米希子君及び２番 田岡秀俊君、開票の立ち会いをお願いいたします。 （開票） 選挙の結果を報告します。 投票総数１６票。これは先ほどの出席議員に符合いたしております。 このうち有効投票１６票です。無効投票は０票です。 有効投票のうち、大岡克三君 ９票、大西豊君 ６票、谷森哲雄君 １票。以上のとおりです。

	谷森副議長	この選挙の法定得票数は4票です。 したがって、大岡君が議長に当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (議場を開く) ただいま議長に当選された大岡克三君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。 当選人、大岡克三君、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。
	大岡議長	ただいま、皆さん方から再任をいただきました、大岡克三です。 皆さん方の御支持、御支援によりまして、再度議長の職を受けることになりました。 先ほどの所信表明でも少し申さしていただきましたけども、もとより微力ではありますが、皆さん方とともに、まんのう町議会の円滑な運営、さらには町の発展のために頑張ってまいりたいと思っております。 また、2年間でいろいろ議会運営に御指導いただいた点につきましても、修正を加えながら、できるだけ円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導、御支援、御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。
	谷森副議長	大岡議長、議長席にお着き願います。 これで私の議事進行を終わらせていただきます。どうも、御協力ありがとうございました。
	大岡議員	ここで暫時休憩をいたします。 議員の皆さんは、全員協議会室へ13時30分に集合願います。 暫時休憩といたします。 13時30分まで、休憩といたします。(休憩 12時11分)
	大岡議長	休憩を戻して会議を再開いたします。(再開 13時45分) 休憩中に、谷森哲雄副議長より辞職願の提出がありました。 お諮りします。 副議長辞職の件を議事日程に追加することに御異議ありませんか。

追加日程第10	大岡議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第10とし、議題とすることに決定いたしました。 追加日程第10 副議長辞職の件を議題といたします。 本件については除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定によって、谷森哲雄君の退場を求めます。 (谷森議員 退場) 職員に辞職願を朗読させます。
	青野議会 事務局長	それでは朗読いたします。 平成24年4月25日、まんのう町議会議長 大岡克三殿、まんのう町議会副議長 谷森哲雄。 辞職願。この度一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。 以上です。
	大岡議長	お諮りします。 谷森哲雄君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、谷森哲雄君の副議長の辞職を許可することに決定しました。 除斥を解きます。 谷森哲雄君の入場を願います。 (谷森議員 入場) ここで前副議長 谷森哲雄君の御挨拶があります。
	谷森議員 大岡議長 谷森議員	ここでええですか。 せっかくですから、登壇してください。 大岡議長とともに、わずかではありましたが、私は前任者の残任期間ということで、非常にわずかな時間ではありましたが、大岡議長の十分な補佐はできませんでしたが、皆様方の御指導、御理解をいただきまして、副議長の重責を果たせたことは、皆様の御指導のたまものと喜んでおります。

追加日程第11	谷森議員 大岡議長	今後とも、一議員といたしまして、皆様とともに一生懸命、町政振興、そしてまた議会の民主的な運営のために努力していきたいと思いますので、今後とも御指導よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。 ただいま副議長が欠けました。 お諮りします。 副議長選挙を日程に追加し、追加日程第11とし、選挙を行いたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第11とし、選挙を行うことに決定いたしました。 追加日程第11 副議長選挙を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 （議場を閉める） ただいまの出席議員は16人です。 次に立会人を指名します。 会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 合田正夫君及び4番 白川正樹君を指名します。 投票用紙を配ります。 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。 なお、同姓の議員がおられますので姓だけでなく、氏名を完全にお書きいただきますよう、特に注意を申し上げます。 （投票用紙配布） 投票用紙の配付漏れはありませんか。 （「なし」の声あり） 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。 （投票箱点検）
---------	-------------------------	---

	大岡議長 青野議会 事務局長 大岡議長 大西副議長	異常なしと認めます。 ただいまから投票を行います。 事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。 1 番 川西米希子議員、2 番 田岡秀俊議員、3 番 合田正夫議員、4 番 白川正樹議員、5 番 本屋敷崇議員、6 番 関洋三議員、7 番 白川年男議員、8 番 白川皆男議員、9 番 大西樹議員、1 0 番 藤田昌大議員、1 1 番 三好勝利議員、1 2 番 大西豊議員、1 3 番 川原茂行議員、1 4 番 高木堅議員、1 5 番 谷森哲雄議員、1 6 番 大岡克三議長。 投票漏れはありませんか。 (「なし」の声あり) 投票漏れなしと認めます。 投票を終わります。 開票を行います。 3 番 合田正夫君及び4 番 白川正樹君、開票の立ち会いをお願いします。 (開票) 選挙の結果を報告します。 投票総数1 6 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。 そのうち、有効投票1 6 票、無効投票0 です。 有効投票のうち、大西樹君 1 0 票、本屋敷崇君 6 票、以上です。 この選挙の法定得票数は4 票です。 したがって、大西樹君が副議長に当選されました。 議場の出入口を開きます。 (議場を開く) ただいま副議長に当選されました大西樹君が議場におられます。 会議規則第3 3 条第2 項の規定によって当選の告知をします。 大西樹君、副議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。 ただいま副議長ということで、信任をされました。本当に身の引き締まる思いでございます。
--	---	---

追加日程第12	大西樹 副議長 大岡議長	大岡議長の補佐をし、まんのう町の議会の円滑なる運営ができますよう、鋭意努力してまいる所存でございます。 また、議員各位におかれましては、何分の御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げまして、就任の御挨拶にかえさせていただきます。 各議員から委員の辞任と所属変更申し出などが提出されておりますので、日程追加についてお諮りします。 委員の辞任と所属変更の許可についての件、水資源対策特別委員会廃止についての件、交通対策特別委員会廃止についての件、常任委員会委員の選任の件、議会運営委員会委員の選任の件、特別委員会委員の選任の件、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件、選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙の件、選挙第2号 香川県高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件、議案第4号 監査委員選出議員選任の同意についての件、議会選出各種委員等の選出の件、議席の一部変更の件を議事日程に追加することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、追加日程第12 委員に辞任と所属変更の許可について 追加日程第13 水資源対策特別委員会の廃止についての件 追加日程第14 交通対策特別委員会の廃止についての件 追加日程第15 常任委員会委員の選任 追加日程第16 議会運営委員会委員の選任 追加日程第17 特別委員会委員の選任 追加日程第18 仲多度南部消防組合議会議員の選出 追加日程第19 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙 追加日程第20 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 追加日程第21 議案第4号 監査委員議員選出委員選任の同意について 追加日程第22 議会選出各種委員等の選出 追加日程第23 議席の一部変更 以上の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。 追加日程第12 委員の辞任と所属変更の許可についての件を議題といたします。
---------	--------------------------------	---

追加日程第13	大岡議長	各特別委員会委員及び議会運営委員より、辞任の申し出と各常任委員より、所属の変更の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は許可することに決定いたしました。 追加日程第13 水資源対策特別委員会の廃止についての件を議題といたします。 水資源対策特別委員会の設置目的は達成されましたので、これをもって、調査研究が終了となります。 水資源対策特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
追加日程第14		水資源対策特別委員会を廃止することに決定いたしました。 日程第14 交通対策特別委員会の廃止についての件を議題といたします。 交通対策特別委員会の設置目的は達成されましたので、これをもって調査研究が終了となります。 交通対策特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。
追加日程第15		交通対策特別委員会を廃止することに決定いたしました。
追加日程第16		追加日程第15 常任委員会委員の選任
追加日程第17		追加日程第16 議会運営委員会の委員の選任
追加日程第18		追加日程第17 特別委員会委員の選任
		追加日程第18 仲多度南部消防組合議会議員の選出
		の以上4件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）

	大岡議長 三好議員 大岡議長 青野議会 事務局長	異議なしと認めます。 よって、追加日程第１５から追加日程第１８を一括議題といたします。 常任委員会委員の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。 三好議員。 正・副が決まっとんじゃから、正・副で、みんなで選んだ正副じゃきん。多少、紆余曲折はあろうと思いますけど、できたら、なるべく、いろいろ議員さん希望を持っておられますので、希望が可能な限り入れて、正・副で推薦していただきたらと思います。 ただいま正・副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分に拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） 異議がないようですので、そのようにさせていただきますと思います。 それでは、暫時休憩をいたします。 （休憩 １４時０４分） それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。 （再開 １７時４０分） 正・副議長に一任されておりました、先ほど一括議題といたしました案件について、休憩中に議員皆さんの意見を拝聴し、委員の選任を決定いたしました。 また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行いましたことを御報告させていただきます。 それでは、事務局より発表させます。 事務局長。 それでは、発表させていただきます。 まず、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、総務常任委員会委員長 大西豊議員、副委員長 白川皆男議員、委員 関洋三議員、同じく、本屋敷崇議員、同じく田岡秀俊議員、同じく大西樹副議長。 教育民生常任委員会委員長 高木堅議員、副委員長 三好勝利議員、委員 白川正樹議員、同じく川西米希子議員、同じく大岡克三議長。 建設経済常任委員会委員長 川原茂行議員、副委員長 谷森哲雄議員、委員 藤田昌大議員、同じく白川年男議員、同じく合田正夫議員。
--	--	--

追加日程第19	青野議会 事務局長	続きまして、議会運営委員会の委員の選任につきましては、委員長 藤田昌大議員、副委員長 関洋三議員、高木堅議員、同じく川原茂行議員、同じく大西豊議員、同じく白川正樹議員です。 続きまして、特別委員会委員の選任につきましては、満濃中学校改築調査特別委員会委員長 合田正夫議員、副委員長 白川年男議員、委員 大西豊議員、同じく三好勝利議員、同じく川西米希子議員、同じく大西樹議員。 続きまして、政策充実特別委員会委員長 関洋三議員、副委員長 谷森哲雄議員、委員 高木堅議員、同じく川原茂行議員、同じく三好勝利議員、同じく白川皆男議員。 続きまして、議会広報特別委員会委員長 藤田昌大議員、副委員長 田岡秀俊議員、委員 谷森哲雄議員、同じく本屋敷崇議員、同じく白川正樹議員、同じく川西米希子議員です。
	大岡議長	続きまして、仲多度南部消防組合議員につきましては、議員 大岡克三議長、議員 藤田昌大議員です。以上です。 ただいま事務局より発表した追加日程第15 常任委員会委員の選任、追加日程第16 議会運営委員会委員の選任、追加日程第17 特別委員会の委員の選任、追加日程第18 仲多度南部消防組合議会議員の選出については、発表のとおり決することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、発表のとおり決定いたしました。 追加日程第19 選挙第1号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。 本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の委員定数は組合規約第5条により3名となっており、そのうち2名は正・副議長の職にある者、もう1名は委員の中から選挙することになっております。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。

追加日程第20	大岡議長	指名の方法は、議長が指名することといたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定いたしました。 それでは指名します。 中讃広域行政事務組合議会議員に白川皆男君を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました白川皆男君を、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました白川皆男君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。 ただいま中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました白川皆男君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。 以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙終わります。 追加日程第20 選挙第2号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。 本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の委員定数は組合規約第8条により1名となっており、委員のうちから選挙することになっております。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。
---------	------	---

追加日程第21	大岡議長	指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決定しました。 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に高木堅君を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました高木堅君を当選人と定めることに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました高木堅君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。 以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙終わります。 議案配付のため暫時休憩いたします。 （休憩 17時46分） 休憩を戻し、会議を再開いたします。 （再開 17時48分） 追加日程第21 議案第4号 監査委員議員選出議員選任の同意について。 本件については除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定により、11番 三好勝利君の退場を求めます。 （三好議員 退場） 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
	栗田町長	それでは、ただいま上程されました議案第4号 監査委員議員選出委員選任の同意について説明を申し上げます。 監査委員の任期は、地方自治法第197条により、議会から選出されるものにあつては、議員の任期によることになっておりますが、このたび三好委員より辞任願を受理いたしました。改めて同氏をまんのう町監査委員会委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

追加日程第22	栗田町長 大岡議長	住所 まんのう町七箇2762番地2、氏名 三好勝利、生年月日 昭和18年11月9日。 なお、任期につきましては、議員の任期によるものでございます。 御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。 議案第4号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。 これに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑討論を省略して採決いたしたいと思ひます。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております議案第4号 監査委員選出委員選任の同意については、原案を同意することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第4号 監査委員選出委員選任の同意については、原案を同意することに決しました。 除斥を解きます。 三好勝利君の入場を願ひます。 （三好議員入場） 追加日程第22 議会選出各種委員等の選出についての件を議題といたします。 議会選出各種委員等の選出については、正・副議長に一任ということでございましたので、議会選出各種委員等案を職員に配付させていただきます。 お手元に配付しました議会選出各種委員等案のとおり決定いたしたいと思ひます。 事務局より朗読させます。
---------	-------------------------	---

青野議会 事務局長	それではお手元の方に、議会選出各種委員会協議会委員の名簿を配布させていただいておりますので、ただいまより、朗読をさせていただきます。 1 番、まんのう町交通安全対策推進協議会 大岡克三議長。 2 番、まんのう町国民保護協会 大岡克三議長。 3 番、まんのう町土地開発公社 高木堅議員、大西樹議員、白川皆男議員、三好勝利議員。 4 番、まんのう町環境審議会 三好勝利議員、川西米希子議員。 5 番、仲善広域シルバー人材センター運営協議会 高木堅議員。 6 番、まんのう町国民健康保険運営協議会 大岡克三議長。 7 番、民生委員推薦会 大岡克三議長、高木堅議員。 8 番、まんのう町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 大岡克三議長、高木堅議員。 9 番、まんのう町地域包括支援センター運営協議会 大岡克三議長、高木堅議員。 1 0 番、まんのう町地域密着型サービス運営委員会 大岡克三議長、高木堅議員。 1 1 番、まんのう町健康増進計画・食育推進計画策定委員会 高木堅議員。 1 2 番、まんのう町農業振興地域整備促進協議会 高木堅議員、谷森哲雄議員、川原茂行議員。 1 3 番、まんのう町商工委員会 田岡秀俊議員、大西樹副議長、白川正樹議員。 1 4 番、まんのう町中小企業融資審査委員会 川原茂行議員。 1 5 番、まんのう町都市計画審議会 白川年男議員、大西豊議員、藤田昌大議員、合田正夫議員、関洋三議員。 1 6 番、国営讃岐まんのう公園整備促進協議会 大岡克三議長。 1 7 番、四国びとのみらい実行委員会 大岡克三議長。 1 8 番、土器川改修期成同盟会 大岡克三議長。 1 9 番、国道438号整備促進期成同盟会 大岡克三議長。 2 0 番、森林管理道琴南財田線建設期成会 大岡克三議長、川原茂行議員。 2 1 番、県道丸亀三好線改良推進協議会 大岡克三議長、藤田昌大議員、合田正夫議員、川原茂行議員、田岡秀俊議員、白川皆男議員、三好勝利議員。 2 2 番、中讃南部地区中山間地域総合整備事業推進協議会 大岡克三議長、川原茂行議員。
--------------	---

追加日程第23	青野議会 事務局長	23番、まんのう地区中山間地域総合整備事業推進協議会 大岡克三議長、川原茂行議員。 24番、まんのう町水道水源保護審議会 川原茂行議員、白川年男議員。 25番、まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館整備検討委員会 高木堅議員です。 以上です。
	大岡議長	お諮りします。 以上のとおり決定することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、決定をいたしました。 追加日程第23 議席の一部変更を議題といたします。 議席につきましては、現在の議席でお願いをいたします。 以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。 会議を閉じます。 これにて、平成24年第2回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。
	閉 会	閉 会 17時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 4月25日

まんのう町議会議長

まんのう町議会副議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--